

第49回（令和8年度）市民文芸賞顕彰実施要項

1 趣 旨

この要項は、市民文芸賞条例（平成18年久慈市条例第177号）及び市民文芸賞条例施行規則（平成18年久慈市規則第176号）に基づき、市内における文芸活動の継承発展と、児童・生徒による文芸活動の奨励を期するとともに、優れた文芸作品を顕彰することに関し、必要な事項を定める。

2 募集部門

- (1) 一般の部（高校生以上）
- (2) 小学生の部
- (3) 中学生の部

3 応募資格

- (1) 久慈市内在住者またはかつて在住したことのある方。
- (2) 久慈市内の事業所または学校に、通勤または通学している方。
- (3) その他選考委員会が適当と認める方。

4 応募規定

- (1) 種目等

種目	提出数	原稿枚数
1 小説	1人1編	4枚以上30枚以内
2 戯曲	1人1編	4枚以上30枚以内
3 童話	1人1編	4枚以上30枚以内
4 文芸評論	1人1編	4枚以上30枚以内
5 随筆	1人1編	4枚以上30枚以内
6 詩	1人2編	1編3枚以内

種目	提出数	原稿枚数	審査方法について
7 短歌	一般：1人7首 小中：1人3首	1枚以内	一般：審査において、提出された7首（7句）から5首（5句）の良作を選抜のうえ、授賞を決定する。 小中：審査において、提出された3首（3句）から1首（1句）の良作を選抜のうえ、授賞を決定する。
8 俳句	一般：1人7句 小中：1人3句		
9 川柳	一般：1人7句 小中：1人3句		

(2) 原稿の規格等

【手書きの場合】

- ・400字詰め原稿用紙に縦書きとすること。
- ・黒インクまたは黒ボールペンを使用し、かい書ではっきりと、正確に記載すること。

【パソコン等で作成する場合】

- ・用紙：A4横（感熱紙不可）
- ・文字列の方向：縦書き
- ・1行の文字数：20字
- ・行数：20行
- ・文字の大きさ：11～14pt
- ・マス目は無くても可

(3) 応募方法

応募作品には、規定の応募票（コピー可）を添付して提出すること。

5 募集期間

令和8年6月15日（月曜日）～10月15日（木曜日）当日消印有効

6 注意事項

- (1) 未発表の創作作品とし、新聞や同人誌等に発表していない作品であること。
- (2) 応募者本人が作品の全てを創作するものとし、生成AIを使用しないこと。
- (3) 過去に、受賞経歴を有する者は、同一種目において同じ賞を授与対象としないこと。（ただし、小・中学生の部を除く）
- (4) 応募作品は返却しないこと。
- (5) 選考結果に関する問い合わせには応じられないこと。
- (6) 受賞作品は久慈市が発行する市民文芸賞冊子に掲載するものであること。なお、短歌・俳句・川柳については、審査過程で選抜された作品のみ掲載となること。
- (7) 応募作品の著作権は、作者に帰属するものであること。ただし、久慈市及び久慈市教育委員会が出版、発表等のために必要である場合には、作品を無償で使用できるものであること。
- (8) 応募作品の掲載等にあたり、漢字・かな使い等に誤りがある場合は訂正し、句読点・ルビ等については加除する場合があること。
- (9) 実施要項に反する事案が発覚した場合は、審査結果発表後でも賞を取り消す場合があること。
- (10) 応募者の個人情報は、市民文芸賞事業の業務の範囲内でのみ利用すること。

7 顕 彰

- | | | |
|-------------|---------|---------------|
| (1) 市民文芸賞 | 1名 | 賞状、副賞 30,000円 |
| (2) 市民文芸優秀賞 | 1名 | 賞状、副賞 20,000円 |
| (3) 市民文芸奨励賞 | 各部門2名以内 | 賞状、副賞 10,000円 |
- (小学生の部及び中学生の部の副賞は図書カード 3,000円分)

8 選考結果

入賞者には、令和9年2月中旬頃に通知する。

9 提出先及び問い合わせ先

〒028-0051 岩手県久慈市川崎町17番1号 (アンバーホール内)

久慈市教育委員会 文化課 郷土文化係

電 話 : 0194-52-2700

E-mail : bunkazai@city.kuji.iwate.jp